

寒河江川土地改良区たより

2022/令和4年 4/28 No.41

月山



水土里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。

土地改良区の概要

受益面積: 8,312ha

組合員数: 3,889名

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第6期新役員選任	3
第6期新総代決定	4
第44回通常総代会を開催	5
令和4年度実施の主な土地改良事業	6～7
令和4年度予算の概要、賦課金について	8～9
土地改良区からのお知らせ ほか	10～12

昭和堰頭首工(月山・朝日連峰と日本百名橋
臥龍橋を望む) ※4月7日、ドローンにて撮影

朝日連峰

臥龍橋

管理棟

昭和堰頭首工

昭和堰幹線用水路

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail: sagae-r4@cpost.plala.or.jp <https://www.sagaegawa.com/>



理事長あいさつ



理事長
奥山 喜男

組合員の皆様におかれましては、常日頃、当土地改良区の事業運営にご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。任期満了に伴う改選により、第6期総代86名（新総代35名）が決定し、理事・監事含めて12名（新理事5名）が第6期役員に選任されました。改選に伴い退任されました総代、役員の皆様には、長年にわたり当土地改良区の運営発展にご貢献していただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。

このたび、互選会により不肖私が引き続き理事長を就任することになりました。微力ではありますが、組合員の皆様方よりご協力をいただき、改良区の発展に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

広報誌等でもお知らせしていますが、昭和堰頭首工が造成されて20年、経年劣化と令和2年の豪雨災害で土砂吐ゲートの破損が確認されました。昨年、国と県より現地検分をしていただき、このたび、国100%の調査事業費を付けていただきました。今後、基幹水利施設ストックマネジメント事業での新規採択を目指すことになります。なお、復旧工事が完了するまでの間、取水に支障をきたさないように対処しながら早期の完成を目指します。

農地整備事業では、北谷地・引竜地区の農業競争力強化基盤整備事業も終盤を迎えています。一部農地・水路整備の実施と換地業務も進め、農地集積をしながら農作業の効率化を目指していける事業を展開いたします。

新たに、柴橋地区農地整備事業ですが、総面積207ha規模での基盤整備事業として地区の方々のご理解とご協力をいただいております。これまで取り組まれてきた役員のご苦勞に感謝申し上げます。令和3年度は、基礎調査・現地調査・地形図作成の事業を終え、今年度より事業計画の作成に取り掛かり、令和7年度の事業採択を目指します。この事業により将来、地域の農業がさらなる発展と環境を守り暮らしに結び付く礎になっていただくことを目標に、今後地域の意見を取り入れ、汎用化・スマート化も考えながら事業を進めていく必要があると思います。

今後の土地改良施設における課題解決のためにも、土地改良施設維持管理適正化事業や農地耕作条件改善事業等を積極的に活用しながら、施設等の長寿命化や維持管理の軽減に向けた取り組みを推進していきます。

また、近年気象災害や地震災害等が頻発しています。大きな災害や被害の軽減のため農村地域防災減災事業を活用しながら、地域防災や治水対策、農家の減少と高齢化に伴う危険作業回避のスマート化や労力軽減対策ができる事業も進めてまいります。

さらに職員の資格取得による資質向上や急務災害対応・軽作業ができる体制を取り入れていき運営にあたります。

近年の諸事情により農業を取り巻く情勢が大きく変わってきています。地域の持続可能な将来の農業の基盤となる生産の条件整備・維持整備を行いながら、地域農業の振興発展に寄与できる土地改良区を目指してまいります。

結びに、組合員の皆様をはじめ、諸先輩方、各関係機関のご指導を仰ぎながら役職員一丸となって組織運営に努めてまいります。今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第6期新役員が選任されました

第44回通常総代会の選任議決の結果、理事9名、監事3名が新たに選任され、4月5日の理事会及び監事会において理事長、副理事長、担当理事及び総括監事が互選されました。

任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間になります。



会計担当理事
武田 昌彦
第6被選任区
(寒河江)



総務担当理事
松田 広己
第4被選任区
(北谷地)



副理事長
大泉 邦彦
第9被選任区
(柴橋)



理事長
奥山 喜男
第2被選任区
(西里)



理事
岡崎 嘉夫
第1被選任区
(谷地)



理事
菊地 清吉
第5被選任区
(寒河江北部)



理事
東海林 伸太郎
第3被選任区
(溝延)



理事
芳賀 浩幸
第7被選任区
(西根)



監事
三瓶 昭弘
(全被選任区)



監事
東海林 富美男
(全被選任区)



総括監事
長岡 正一
(員外)



理事
安孫子 良一
第8被選任区
(寒河江西部)

訃報

前理事
奥津 光芳氏
(溝延地区)

奥津光芳前理事は令和3年12月9日にご逝去されました。

ここに生前のご功績を偲び謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



理事
土田 好悦氏

総務担当理事
吉田 正幸氏

副理事長
芳賀 博氏

このたびの役員改選により3名の役員の方が退任されました。長年にわたり土地改良事業の推進、土地改良区の健全な運営にご尽力いただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

第6期新総代が決定しました

任期満了に伴う寒河江川土地改良区総代選挙が定款付属書総代選挙規程に基づき執行されました。2月1日、2日に当土地改良区事務所で候補者届出が行われ、全選挙区において定数内であったことから無投票により86名の総代が当選いたしました。

任期は、令和4年3月3日から令和8年3月2日までの4年間になります。

◆第1選挙区（谷地地区） 12名

実行組合	氏 名
高 関 北	榎 征 治
荒 町 上	農事組合法人ファームひなの里
東 町	眞 木 信 行
長 東	浅 黄 庄 一
松 橋	布 川 真 久
下 工 北	五十嵐 義 典
宇佐美小路	木 嶋 啓 治
要 害	布 川 峯 夫◎
高 島	齋 藤 義 則
上 沢 北	小 野 忠 幸
下 沢 北	藤 田 正 広
吉 野	増 川 弘 樹

◆第2選挙区（西里地区） 9名

実行組合	氏 名
治 部 橋	庄 司 正 幸
中 島	齋 藤 文 男◎
白 山 堂	後 藤 登美夫
塩 ノ 渚	岡 崎 完 治
下 榎	逸 見 俊 宏
両 所 東	松 田 敏 廣
根 際 上	半 澤 文 夫
根 際 下	高 橋 正
畑 中	奥 山 卓 次

◆第3選挙区（溝延地区） 9名

実行組合	氏 名
1 区	東海林 秀 雄◎
4 区	農業法人株式会社天心園
6 区	牧 野 聡
8 区	後 藤 淳 一
9 区	工 藤 貞 博
11 区	清 野 邦 明
12 区	押 野 清 志
13 区	眞 木 佳 嗣
16 区	高 橋 喜 好

◆第4選挙区（北谷地地区） 8名

実行組合	氏 名
吉田下中	長谷川 清 昭
吉 田 下	小 林 誠 一
岩 木 一	堀 善 生◎
岩 木 二	縄 源 太
岩 枝	高 橋 清 和
新吉田北	鹿 野 勇 治
下 原	高 谷 英 樹
川 原 前	片 桐 定 義

◆第5選挙区（三泉地区） 5名

実行組合	氏 名
下 河 原	後 藤 正 利
中 河 原	渡 邊 草◎
道 生	菊 地 則 行
雲 河 原	秋 場 正 弘
入 倉	秋 場 修 一

◆第6選挙区（醍醐地区） 3名

実行組合	氏 名
東 上 宿	佐 藤 豊◎
田 沢	小 野 傳四郎
箕 輪	佐 藤 憲 一

◆第7選挙区（寒河江地区） 12名

実行組合	氏 名
山岸第1	荒 木 繁 蔵
石 持	株式会社oizumi farm◎
六供町第2	高 橋 彦 太
道場小路	佐 藤 広 志
南 内 楯	大 沼 一 成
丸 内	安孫子 孝
東 町	株式会社芳賀にてこ農園
本楯第4	安孫子 英 一
島 第 1	沖 津 富 治
中 高 屋	今 井 隆 志
下 高 屋	武 田 一 良
皿 沼 1	黒 田 実喜雄

◆第8選挙区（西根地区） 9名

実行組合	氏 名
君 田 町	工 藤 俊 明
住 吉 町	小 野 惇 夫
北	安 達 安 則
下河原上	森 岡 利 広
西 宝	小 林 進
東 宝	齋 藤 隆 夫
高 貝	松 永 隆 幸
高 田	小 松 堅 治
田 中	鈴 木 久 一◎

◆第9選挙区（高松地区） 7名

実行組合	氏 名
米沢第1	加 藤 哲 郎
農 志	川 越 卯一郎
上八鍬第2	松 田 久 由
清助新田	伊 藤 篤◎
清助新田第3	鈴 木 誠
上谷沢第1	長 坂 英 治
高 松	木 村 隆

◆第10選挙区（柴橋地区） 9名

実行組合	氏 名
柴橋第2	武 田 俊 和
柴橋第3	株式会社佐竹農園◎
木 の 沢	羽 柴 和 敏
松 川 西	兼 子 三 郎
金谷第1	渡 邊 明
金谷第5	渋谷 孝
中郷第3	後 藤 弘 明
中郷第5	安孫子 甚 一
平塩第5	奥 山 仁

◆第11選挙区（白岩地区） 3名

実行組合	氏 名
新 町	木 村 俊 郎
地 福 田	結 城 肇
宮 内	安孫子 恵 司◎

※ ◎の方は、各地区の推進協議会会長になります。

第44回通常総代会を開催

3月12日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第44回通常総代会が開催されました。議長に西里地区の齋藤文男氏を選任し、令和4年度一般会計収支予算等18議案が上程され、審議の結果、全議案原案通り可決されました。

令和3年度

- 総認第2号 令和3年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総認第3号 県営北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業の借入期間変更の承認について
- 総議第25号 令和3年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について
- 総議第26号 令和3年度一般会計収支補正予算について
監査報告書

令和4年度

- 総議第1号 令和4年度事業計画について
- 総議第2号 土地改良施設維持管理適正化事業の施行及び資金拠出について
- 総議第3号 令和4年度柴橋1地区農業基盤整備促進事業（耕作条件改善）調査計画の実施について
- 総議第4号 令和4年度柴橋2地区農業基盤整備促進事業（耕作条件改善）調査計画の実施について
- 総議第5号 寒河江川下流地区調査計画事業の実施について
- 総議第6号 令和4年度一般賦課金の賦課徴収について
- 総議第7号 令和4年度事業特別賦課金の賦課徴収について
- 総議第8号 令和4年度水路使用料及び事務手数料の徴収について
- 総議第9号 令和4年度地区除外等決済金の徴収について
- 総議第10号 令和4年度一般会計収支予算について
- 総議第11号 令和4年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
- 総議第12号 令和4年度一般会計の一時借入金及び長期預貯金預入先について
- 総議第13号 付帯決議について
- 総議第14号 寒河江川土地改良区第6期理事・監事の選任について



総代会の様子



議長を務めていただいた
齋藤 文男 氏

令和4年度に実施の主な土地改良事業

◎土地改良施設維持管理適正化事業 事業費：24,500,000円（補助率 国・県60%）

田井堰幹線水路目地補修工事
（14,500,000円）



経年劣化によりひび割れた目地の状況

中向幹線排水路底盤コンクリート工事
（10,000,000円）



下流部底盤コンクリート未施工区間の状況

◎寒河江川下流地区調査計画事業 事業費：11,100,000円（補助率 国100%）

昨年の土地改良区たよりの中でもお知らせいたしましたが、当土地改良区の基幹施設である昭和堰頭首工について供用開始後20年近くが経過し、除塵網場の一部破損やエプロン部分の洗掘、土砂吐ゲートの損傷によって操作・管理に支障をきたしている状況です。

当土地改良区では、早期の改修を目指して行政機関及び関係団体と協議を進めてきましたが、このたび寒河江川下流地区調査計画事業への申請が承認され、国からの補助率100%で令和5年度基幹水利施設ストックマネジメント事業新規事業採択に向けた事業調査計画を実施していきます。

なお、水を堰き止める土砂吐ゲートの全閉操作ができないため、不安定な取水が続いています。現在は雪解け水により河川流量が豊富ですが、夏場を迎え大幅に渇水になった場合は**取水量の制限や大堰地区と二ノ堰地区の交互の配水等の措置が必要となる可能性があります。**

組合員の皆様には大変ご心配をおかけしますが、より一層の節水に努めていただくとともにご理解とご協力の程重ねてお願い申し上げます。



エプロン部分洗掘状況（鉄筋露出）



土砂吐ゲート全閉不能状況

柴橋地区農地整備事業採択に向けて調査計画を進めます

令和4年度調査計画事業

- ◎柴橋1地区（中郷）農業基盤整備促進事業（耕作条件改善）調査計画
事業費：3,000,000円（補助率 国100%）
- ◎柴橋2地区（柴橋）農業基盤整備促進事業（耕作条件改善）調査計画
事業費：3,000,000円（補助率 国100%）

柴橋地区の農地区画の拡大や用排水路の整備などの耕作条件の改善を行い、農業経営の効率化と高収益化を図ることを目的に、新規事業に向けた調査計画を実施します。

河北町（引竜地区）の施工例



着工前



着工後

ラジコン草刈機を導入しました

あらゆる土地改良施設の草刈りに対応するため、このたび山形県の補助事業を活用しラジコン草刈機「神刈」を導入しました。操作が簡単なこと、傾斜角45度の急斜面まで作業できるのが大きな特徴です。2時間で約20aの草刈りが可能とされ、ため池の堤体や排水路法面、その他施設での省力化が期待できます。

各地区推進協議会や多面的機能支払活動組織から要望があればオペレーター付でのレンタルなど、早期運用に向けた検討を進めています。

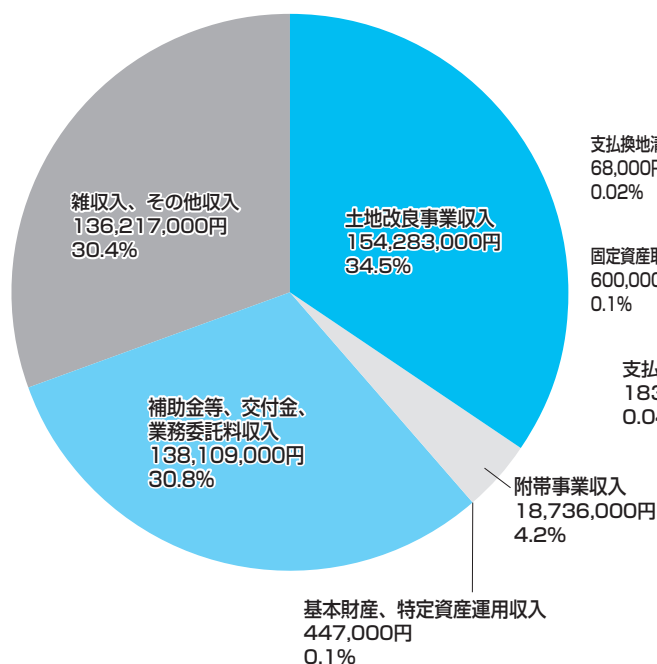


令和4年度一般会計の予算概要について

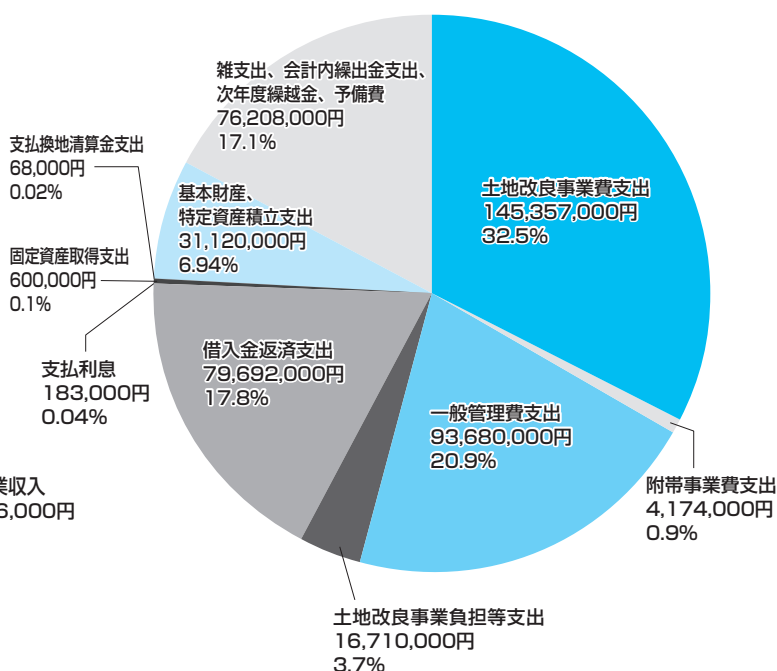
収支予算額 収 入 出 447,792,000円

前年比で 4,409,000円の増額 ※調査計画、補助事業に伴う増額になります。

収入の部



支出の部



◆令和4年度 土地改良区賦課金について◆

第1期	発行日：令和4年6月15日	納入期限：令和4年6月30日
第2期	発行日：令和4年10月14日	納入期限：令和4年10月31日

経常賦課金

	10a単価 (全期)			
地目	大堰地区	寒河江地区	白岩地区	中郷地区
田	4,600円	4,600円	3,900円	7,300円
畑	1,530円	2,300円	2,810円	1,750円

事業特別賦課金

事業名	10a単価 (全期)	
新吉田、平田、引竜地区管理事業	平田地区	2,000円
	沢畑開田	4,000円
柴橋地区農地整備調査計画事業	調査計画	3,000円
	調査計画事務 (耕作者)	500円
	調査計画事務 (所有者)	500円

※各期とも1/2ずつ賦課いたしますが、総額が10,000円以下の組合員につきましては全期分を第1期時に賦課いたします。

※昨今の農業情勢に鑑み、令和4年度も引き続き延滞利子につきましては年度内に納入していただいた場合に限り免除いたします。

ただいま、賦課金の未納対策を強化しております!!

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも納期限内に必ず納入くださいますようお願いいたします。

- ◎ 納入ならない場合、土地改良法に基づき延滞日数に応じた延滞利子（年利10.95%、令和元年度以前の未収金に対しては年利14.6%）と督促手数料が発生します。
- ◎ それでも納入いただけない場合、国税徴収法に準じた財産（預貯金、売掛金等）を山形県知事の認可を受けて差し押さえなどの滞納処分をやむを得ずさせていただくことになりますのでご注意ください。
- ◎ 諸事情により納入が困難な場合、個別に対応させていただきますのでご相談ください。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき（競売を含む）や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

また畑として農地を借りる際も、賦課金等の納入が必要になるか土地改良区までお問い合わせください。

= 賦課金の納入は便利な口座振替で =

1. 納入のために土地改良区や取扱金融機関へ行く手間が省けます。
2. 納入期限の心配と納入忘れが防げます。
3. 納期の前に残高確認をお願いします。

対象金融機関：

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、さがえ西村山農業協同組合、みちのく村山農業協同組合の各支店、支所

※ゆうちょ銀行は取り扱っておりませんのでご了承ください。

口座振替にあたっては、「口座振替依頼書」をご記入いただく必要がございます。書類は土地改良区事務所に用意しておりますので、事務所で手続きを行う場合には、金融機関届出印と通帳をご持参ください。また、書類の郵送をご希望される方につきましては、土地改良区にご連絡をお願いします。

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	留 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による賃貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

令和4年度 水路使用料及び主な事務手数料

種 別	単 価
水路使用料(一括払い)	1人槽 当たり 7,500円
農地転用意見書交付手数料	~5,000㎡未満 1件 8,000円
	5,000㎡~20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認
	20,000㎡~ 1件 110,000円 総代会承認
承認書交付手数料	1件 8,000円
境界立会手数料	1件 8,000円

令和4年度 地区除外等決済金単価表

地区	除 外 地 区 分	10a単価
大 堰 地 区	大 堰 地 区	172,660円
	田 中 区 画 整 理	239,800円
	所 岡 区 画 整 理	213,160円
	荒 町 東 区 画 整 理	269,780円
	新 吉 田 地 区	192,410円
	平 田 地 区	289,590円
寒 河 江 地 区	引 竜 地 区	182,470円
	寒 河 江 地 区	184,550円
	白 岩 地 区	109,230円
	中 郷 地 区	256,500円
	畑地かんがい事業	184,550円

長い間おつかれさまでした

令和4年3月31日をもって浦山恵美子会計担当主事が定年退職いたしました。

浦山氏は、寒河江土地改良区時代より32年間の長きにわたり、会計係及び庶務係として勤務されました。特に複式会計への移行にあたっては、中心メンバーとして課題整理や新システム導入検討で活躍し、円滑な事務移行のためにご尽力をいただきました。これまでのご労苦に感謝申し上げます。

4月より、嘱託職員として再雇用され、引き続き後進の育成に努めていただいております。

受賞おめでとうございます

山形県土地改良事業団体連合会会長表彰

理事 芳賀 博氏

職員 浦山 恵美子氏

前理事長 故 國井 敏夫氏

山形県土地改良事業団体連合会西村山支部長表彰

職員 布施 千佳子氏

令和4年度 事務局体制

課長兼会計主任	松田 和之（溝延、北谷地、寒河江、西根、柴橋）
技術主幹	戸田 靖浩（柴橋）
課長補佐兼総務係長	伊藤 義則（溝延、西根）
課長補佐兼施設管理係長	佐藤 裕斗（谷地、西里、北谷地、高松）

庶務・会計係

賦課徴収主任	阿部 良平（三泉、寒河江）
主事	川越 一吹（谷地、高松）
会計担当主事	浦山 恵美子
庶務担当主事	布施 千佳子

施設管理・工事・事業係

工務担当技師	奥山 拓己（西里、醍醐、白岩）
施設管理専門員	渡辺 明弘（柴橋）
事業管理指導員	堀 武夫

※（ ）は担当地区

◎寒河江川土地改良区令和4年度配水計画について◎

利水調整規程第8条に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

水利使用規則がある施設	名称	代かき期		普通期		非かんがい期	
		取水期間	取水量	取水期間	取水量	取水期間	取水量
	昭和堰頭首工	5/6～5/15	10.827m ³ /s	5/16～9/10	8.492m ³ /s	9/11～5/5	3.206m ³ /s～3.350m ³ /s
	高松堰頭首工	5/6～5/15	1.845m ³ /s	5/16～9/10	1.534m ³ /s	9/11～5/5	0.495m ³ /s～0.599m ³ /s
	新堰頭首工	5/6～5/15	0.837m ³ /s	5/16～8/31	0.698m ³ /s	9/1～5/5	0.151m ³ /s
	中郷揚水機	5/16～5/30	0.248m ³ /s	5/31～9/10	0.191m ³ /s	—	—

水利使用規則がない施設	名称	配水期間	特記事項
	引竜第二溜池	5/6～9/10	北谷地地区（引竜地区）
	平田溜池	5/6～9/10	谷地地区（平田地区）
	厚川堰第一取水口	5/6～9/10	白岩地区

通水期間中における皆様へのお願い

○組合員の皆様へ

・農業用水は、水利権によって期間毎の最大取水量及び年間の総取水量が定められています。限りある水を有効に活用するためにも次の3つことを守っていただくようお願いいたします。

1. 常に節水を心がけ、掛け流しは絶対にしないようにしてください。
2. ゲート操作・水量調整が必要な場合は、各地区総代、堰守・施設管理人へ相談してください。
3. 通水に支障が生じるため、刈り取った草は水路に流さないようにしてください。

・大雨注意報等発令の際には、災害防止のため通水を停止させていただく場合があります。組合員の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○地区の皆様へ（事故防止等）

・農業水利施設（用排水路、ため池等）へ立ち入ることは大変危険です。関係機関を通して注意喚起を行うなど、安全対策を講じておりますが、お子様につきましては、ご家庭内や地域での安全教育を実施していただきたくお願いします。もし、施設付近で遊んでいる子どもを見かけましたら、「**あぶないよ!**」と注意を呼びかけて水の事故を未然に防止しましょう。

・水路へのゴミの投げ入れ、施設敷地に不法投棄をすることは重大な犯罪であり、下流での用水不足や越水、施設の破損の原因にもなります。投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いします。



◎コンビニ等での賦課金納付が可能になります!!

令和4年度第1期賦課金より、コンビニ等での取扱いが可能になります。

コンビニ納付を希望される方には、専用の払込取扱票を送付いたしますので、下記までお問い合わせください（現金納付者については、賦課令書発送時に払込取扱票をお送りします）。

- ① 提携先：コンビニ（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン他）
MMK設置店（イオン、ウエルシア、ツルハドラッグ他）※一部店舗除く
- ② 手数料：土地改良区の負担になります。
- ③ 申込方法：寒河江川土地改良区窓口または寒河江川土地改良区賦課係（0237-86-5112）までご連絡ください。
※払込票1枚につき30万円までです。30万円を超える場合は2枚以上に分けて支払うことも可能です。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください

各種申請・手続きに関すること／賦課金納入に関すること／用排水等維持管理に関すること

〈事務所受付時間〉

月～金：午前8時30分～午後5時00分

土：午前8時30分～午前12時00分（4月～9月の奇数週、10月～3月は休業）

※大水期間中は、職員が24時間中央管理棟に常駐し、用水対応をいたします（5/6～5/20頃まで）。

〈連絡先〉寒河江川土地改良区 TEL：0237-86-5112

土地改良区からの情報については、ホームページやTwitterから確認できますのでぜひご利用ください。

<https://www.sagaegawa.com/>

検索



Twitterアカウント

@8i7gRyHX326V5ij

